

告 示

埼玉県告示第二百三十八号

埼玉県議会令和五年二月定例会において議決された令和四年度埼玉県一般会計補正予算（第八号）及び令和四年度埼玉県一般会計補正予算（第九号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年三月一日

埼玉県知事 大野 元裕

令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第8号）

令和4年度埼玉県一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,917,883千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,458,288,151千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		2,524,262	287,584	2,811,846
	1 分担金	183,937	5,347	189,284
	2 負担金	2,340,325	282,237	2,622,562
9 国庫支出金		529,901,072	11,216,274	541,117,346
	2 国庫補助金	399,038,067	11,216,274	410,254,341
12 繰入金		115,116,533	32,276	115,148,809
	2 基金繰入金	114,267,234	32,276	114,299,510
13 繰越金		15,385,302	128,877	15,514,179
	1 繰越金	15,385,302	128,877	15,514,179
14 諸収入		41,456,788	85,872	41,542,660
	4 受託事業収入	3,620,628	85,872	3,706,500
15 県債		200,879,000	13,167,000	214,046,000
	1 県債	200,879,000	13,167,000	214,046,000
歳入合計		2,433,370,268	24,917,883	2,458,288,151

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		95,094,726	50,541	95,145,267
	2 企画費	8,522,092	50,541	8,572,633
3 民生費		442,566,274	655,282	443,221,556
	2 児童福祉費	106,070,263	655,282	106,725,545
6 農林水産業費		25,693,525	1,824,956	27,518,481
	1 農業費	9,272,497	30,000	9,302,497
	3 畜産業費	2,961,756	364,000	3,325,756
	4 林業費	4,789,363	150,336	4,939,699
	5 農地費	8,288,002	1,280,620	9,568,622
8 土木費		125,318,221	19,901,295	145,219,516
	2 道路橋りょう費	54,858,776	5,406,855	60,265,631
	3 河川費	34,963,690	13,434,682	48,398,372
	4 都市計画費	24,407,713	946,758	25,354,471
	5 住宅費	452,627	113,000	565,627
9 警察費		150,547,866	73,030	150,620,896

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 警察活動費	13,376,268	73,030	13,449,298
10 教育費		494,699,400	2,412,779	497,112,179
	1 教育総務費	52,749,951	1,849,146	54,599,097
	3 中学校費	82,749,015	900	82,749,915
	4 高等学校費	99,885,679	407,933	100,293,612
	5 特別支援学校費	50,142,030	154,800	50,296,830
歳出	合計	2,433,370,268	24,917,883	2,458,288,151

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 企画費	国土調査費	50,541
6 農林水産業費	1 農業費	経営体育成条件整備費	30,000
	3 畜産業費	畜産経営改善対策費	364,000
	4 林業費	森林整備推進事業費	88,336
		治山事業費	62,000
	5 農地費	ほ場整備事業費	868,770
		農地防災事業費	349,650
		基幹水利施設管理事業費	62,200
		交通安全施設整備事業費	842,520
	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金（維持）事業費	135,000

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費		道路構造物維持事業費	80,000
	3 河川費	急傾斜地崩壊対策事業費	10,000
		社会資本整備総合交付金（急傾斜地）事業費	150,000
	5 住宅費	住宅居住支援推進事業費	113,000
9 警察費	2 警察活動費	交通安全施設整備費	73,030
10 教育費	1 教育総務費	情報教育推進費	43,160
		県立学校大規模改修費	1,805,986
	3 中学校費	中学校管理費	900
	4 高等学校費	全日制高等学校管理費	327,600
定時制高等学校管理費		8,550	
通信制高等学校管理費		2,700	

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
		県立高等学校実験実習棟改築費	69,083
	5 特別支援学校費	特別支援学校管理費	154,800

変更

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後		
		事業名	金額	事業名	金額	
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金 (交通安全) 事業費	170,000	社会資本整備総合交付金 (交通安全) 事業費	320,000	
		道路改築事業費	40,000	道路改築事業費	237,000	
		社会資本整備総合交付金 (改築) 事業費	1,894,000	社会資本整備総合交付金 (改築) 事業費	2,579,000	
		橋りょう補修事業費	220,000	橋りょう補修事業費	949,000	
		社会資本整備総合交付金 (橋りょう維持) 事業費	90,000	社会資本整備総合交付金 (橋りょう維持) 事業費	1,100,000	
		橋りょう整備事業費	470,000	橋りょう整備事業費	1,105,000	
			社会資本整備総合交付金 (河川) 事業費	2,139,600	社会資本整備総合交付金 (河川) 事業費	10,854,972
			床上浸水対策事業費	240,000	床上浸水対策事業費	420,000

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	3 河 川 費	河 川 改 修 事 業 費	312,767	河 川 改 修 事 業 費	2,268,767
		社会資本整備総合交付金 (砂 防) 事 業 費	161,000	社会資本整備総合交付金 (砂 防) 事 業 費	566,000
		砂 防 施 設 事 業 費	110,000	砂 防 施 設 事 業 費	430,000
	4 都 市 計 画 費	つくばエクスプレス沿線 地 域 整 備 推 進 費	400,000	つくばエクスプレス沿線 地 域 整 備 推 進 費	418,758
		街 路 改 良 事 業 費	113,000	街 路 改 良 事 業 費	673,000
		社会資本整備総合交付金 (公 園) 事 業 費	368,030	社会資本整備総合交付金 (公 園) 事 業 費	736,030

第3表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
造林事業	76,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	91,000		(補正前に同じ。)	
治山事業	115,000	同上	同上	同上	146,000		(同上)	
農業基盤整備事業	1,202,000	同上	同上	同上	1,603,000		(同上)	
道路事業	5,410,000	同上	同上	同上	7,480,000		(同上)	

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
直轄事業負担金	11,183,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	13,823,000		(補正前に同じ。)	
河川事業	3,912,000	同上	同上	同上	9,307,000		(同上)	
砂防事業	586,000	同上	同上	同上	1,023,000		(同上)	
街路事業	2,444,000	同上	同上	同上	2,652,000		(同上)	
公園事業	1,475,000	同上	同上	同上	1,659,000		(同上)	

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交通安全施設整備事業	3,701,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	3,751,000		(補正前に同じ。)	
県立特別支援学校建設事業	5,147,000	同	同上	同上	6,827,000		(同上)	
県立高等学校建設事業	11,229,000	同	同上	同上	11,285,000		(同上)	

令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第9号）

令和4年度埼玉県一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,458,788,151千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 繰越金		15,514,179	500,000	16,014,179
	1 繰越金	15,514,179	500,000	16,014,179
歳入合計		2,458,288,151	500,000	2,458,788,151

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 予備費		1,000,000	500,000	1,500,000
	1 予備費	1,000,000	500,000	1,500,000
歳出合計		2,458,288,151	500,000	2,458,788,151